

登録金融機関業務（債券ディーリング及び投資信託窓販業務）の
廃止の公告

当信用金庫は、2019年5月31日をもって登録金融機関業務（債券ディーリング及び投資信託窓販業務）を廃止することとしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の方法並びに登録金融機関業務に関し、顧客から預託を受けた財産及びその計算において当信用金庫が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定に基づき公告いたします。

2019年4月19日

静岡県島田市本通三丁目2番の1

島田信用金庫

理事長 市川 公